

○埼玉県警察技能指導官の運用に関する要綱

平成 22 年 12 月 1 日

教 第 2 4 4 6 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察技能指導官の運用に関する要綱の制定について（通達）

技能指導官に関する訓令（平成 22 年埼玉県警察本部訓令第 33 号）の施行に伴い、技能指導官の運用に関する要綱（平成 7 年埼例規第 42 号・教）の全部を別添のとおり改正し、平成 22 年 12 月 1 日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、準技能指導官の運用に関する要綱の制定について（平成 20 年教第 1986 号）は、廃止する。

別添

埼玉県警察技能指導官の運用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県警察技能指導官に関する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第33号。以下「訓令」という。）第5条に基づき、技能指導官の運用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において使用する用語は、訓令において使用する用語の例による。

第3 技能指導官の設置

技能指導官は、専門的技能等の種別に応じ、専門的な技能又は知識の種別（別表）のとおりにそれぞれ必要な部門に置く。

第4 技能指導官の指定

1 所属長による推薦

所属長は、技能指導官に適任の者がいるときは、埼玉県警察技能指導官推薦書（別記様式1）により、当該職員が有する専門的技能等に係る業務を担当する本部所属の長（以下「業務担当課長」という。）を経て、当該業務を担当する本部所属の属する部の連絡調整を担当する所属の長（以下「庶務担当課長」という。）に技能指導官候補者として推薦すること。

2 協議

庶務担当課長は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）に対し、当該候補者の業務以外の事項について、警務部警務課長及び同部監察官室長との協議を依頼すること。

3 候補者の上申

庶務担当課長は、前記2の協議結果を踏まえ、候補者を決定し、自らの所属する部の長の決裁を受けた上で、技能指導官候補者として教養課長を経て警察本部長（以下「本部長」という。）に上申すること。

4 指定

本部長は、前記2の協議内容及び前記3の上申内容を踏まえ、技能指導官を指定するものとする。

第5 指定書の交付

本部長は、技能指導官を指定するときは、指定書（別記様式 2）を交付するものとする。

第 6 指定解除

本部長は、技能指導官について、配置換え、分掌換えその他の事由により指定を解除する必要を認めたときは、指定を解除するものとする。この場合において、当該技能指導官に指定解除書（別記様式 3）により通知するものとする。

第 7 運用方法

1 効果的な運用

教養課長及び業務担当課長は、効果的な技能指導官の運用を図るため、技能指導官に専門的技能等に係る教養の重要性を認識させるとともに、技能指導官の業務その他の事情を考慮して、教養の実施時期及び方法について、当該技能指導官の所属する所属の長と調整の上、技能指導官が、学校等における集合教養を実施できるように配慮すること。

2 指導状況の報告及び検証

- (1) 技能指導官の所属する所属の長は、四半期ごとの技能指導官による指導結果を埼玉県警察技能指導官運用状況報告書（別記様式 4）により、別途通知する報告期限までに教養課長を経て報告すること。
- (2) 教養課長は、技能指導官の指導状況を業務担当課長及び庶務担当課長と共有し、随時検証した上で、技能指導官の効果的な運用に努めること。

第 8 派遣要請

所属長は、技能指導官による教養を希望するときは、電話連絡等により、教養課長に派遣を依頼するものとする。この場合において、派遣依頼を受けた教養課長は、業務担当課長と協議の上、埼玉県警察技能指導官派遣要請書（別記様式 5）により、技能指導官の所属する所属の長に派遣を要請するものとする。

第 9 記章の着装

技能指導官が訓令第 2 条に規定する指導を行うときは、記章（別図）を着装するものとする。

第 10 警察庁指定広域技能指導官

本部長は、技能指導官のうち、専門的技能等に関して抜群の実務能力があるものについては、警察庁指定広域技能指導官に推薦するものとする。

実施日

この通達は、平成 22 年 12 月 1 日から実施する。

実施日（平成 22 年 12 月 21 日教第 2651 号）

この通達は、平成 22 年 12 月 21 日から実施する。

実施日（平成 27 年 7 月 6 日務第 1484 号）

この通達は、平成 27 年 7 月 6 日から実施する。

実施日（平成 29 年 8 月 9 日教第 1569 号）

この通達は、平成 29 年 8 月 9 日から実施する。

実施日（令和 4 年 6 月 8 日教第 1146 号）

この通達は、令和 4 年 6 月 10 日から実施する。

【様式別表省略】